

大分県報

令和八年
六月一日
（四九）

（月曜日）

目次

規則	職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部改正……………一
	大分県職場適応訓練委託規則の一部改正……………一
教育委員会規則	学校職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正……………一
企業局管理規程	大分県企業局職員就業規程の一部改正……………二
病院局管理規程	大分県病院局職員就業規程の一部改正……………二
訓令 甲	臨時的任用職員に関する規程の一部改正……………二
	会計年度任用職員に関する規程の一部改正……………二
警察本部訓令	大分県警察の臨時的任用職員に関する訓令の一部改正……………三
	大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員に関する規程の一部改正……………三
企業局訓令	臨時的任用職員に関する規程の一部改正……………三
	大分県企業局会計年度任用職員に関する規程の一部改正……………三
病院局訓令	大分県病院局臨時的任用職員に関する規程の一部改正……………三
	大分県病院局会計年度任用職員に関する規程の一部改正……………四

規則

令和八年六月一日

職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第三十七号

職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の項中「参考人」の下に「、被害者参加人」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第三十八号

大分県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

大分県職場適応訓練委託規則（昭和三十九年大分県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「下請工場等」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

学校職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第十二号

学校職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則

大分県報号外（規則・教育委規則）

（学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正）

第一条 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表の五の項の原因の欄中「及び参考人」を「、参考人、被害者参加人等」に改める。

（大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正）

第二条 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の項の原因の欄中「参考人」の下に「、被害者参加人」を加える。

（大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正）

第三条 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項の区分の欄中「参考人」の下に「、被害者参加人」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○企業局管理規程

大分県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年六月一日

大分県企業局長 首 藤 圭

大分県企業局管理規程第八号

大分県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

大分県企業局職員就業規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の項中「等としての」を「、被害者参加人等として」に、「その他」を「その他の」に改める。

附則

この規程は、公示の日から施行する。

○病院局管理規程

大分県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年六月一日

大分県病院局長 佐 藤 昌 司

大分県病院局管理規程第七号

大分県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員就業規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の項中「参考人」の下に「、被害者参加人」を加える。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

○訓 令 甲

大分県訓令甲第十六号

本 庁

地 方 機 関

臨時的任用職員の管理に関する規程（昭和三十七年大分県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

別表第二の五の項中「参考人」の下に「、被害者参加人」を加える。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県訓令甲第十七号

本 庁

地 方 機 関

会計年度任用職員の管理に関する規程（令和二年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

別表第二の五の項中「参考人」の下に「、被害者参加人」を加える。

附 則
この訓令は、公示の日から施行する。

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第19号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令（昭和43年大分県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月1日

大分県警察本部長 平 松 伸 二

別表第1の5の項中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この訓令は、令和8年6月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第20号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程（令和2年大分県警察本部訓令第26号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月1日

大分県警察本部長 平 松 伸 二

別表第1の5の項中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この訓令は、令和8年6月1日から施行する。

○企業局訓令

大分県企業局訓令第6号

本 事 業 所 局

臨時的任用職員の管理に関する規程（昭和四十三年大分県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月一日

大分県企業局長 首 藤 圭

別表第二の五の項中「参考人」の下に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県企業局訓令第7号

本 事 業 所 局

大分県企業局会計年度任用職員の管理に関する規程（令和二年大分県企業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月一日

大分県企業局長 首 藤 圭

別表第二の五の項中「参考人」の下に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

○病院局訓令

大分県病院局訓令第8号

本 病 院 局

大分県病院局臨時的任用職員の管理に関する規程（平成二十年大分県病院局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月一日

大分県病院局長 佐 藤 昌 司

別表第二の五の項中「参考人」の下に「、被害者参加人」を加える。

令和八年六月一日

大分県報号外（訓令甲・警察本部訓令・企業局訓令・病院局訓令）

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

大分県病院局訓令第九号

本 局
病 院

大分県病院局会計年度任用職員の管理に関する規程（令和二年大分県病院局訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月一日

大分県病院局長 佐 藤 昌 司

別表第二の五の項中「参考人」の下に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。